

悪質業者はあなたを狙っています!!

利殖商法 ~うまい儲け話に気をつけて!~

「必ず儲かる」「値上がり確実」などと言って、投資ファンド、未公開株取引、社債などの投資・出資を勧誘します。

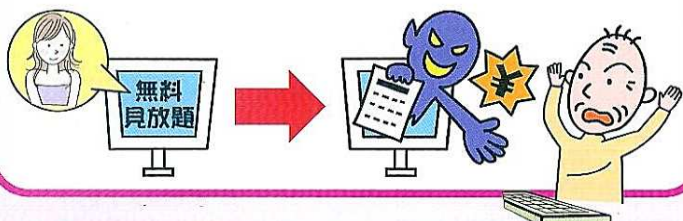
★大きな利益が出る投資は、それ以上の損害を負う危険があります。また、被害回復のために二次被害にあう恐れもあります。



インターネットトラブル ~無料という誘い文句にご用心!~

無料と書かれたアダルトサイトで、年齢認証ボタンなどをクリックしたとたんサイトに登録、料金請求されるトラブルが発生しています。

★有料である旨の表示がなく契約は成立していないため支払は不要です。相手に連絡しないようにしましょう。



太陽光発電システム ~元が取れるとは限らない!~

「補助金が出て設置費無料」「売電で儲かる」などの誘い文句で、強引な電話勧誘や訪問により契約を迫ります。

★すぐに契約せず、複数の業者の見積りを取ってよく検討しましょう。



点検商法 ~無料点検は要注意!~

突然、「無料で点検します」といって訪問し、「修理不能」「危険な状態」などと不安をあおり、急がせて不要な屋根工事などの契約をさせます。



送りつけ商法 ~不審な荷物は受け取らない!~

注文もしないのに突然、販売業者が一方的に健康食品や書籍などを送りつけ、代金の請求をします。

催眠商法 (SF商法) ~タダほど怖いものはない!~

近所の会場に連れて行き、日用品などを無料で配り、得した気分になせ、最後に高額なふとん、健康器具や健康食品などを売りつけます。



おかしいな、困ったなと思ったら、裏面の窓口にご相談してください。

訪問販売・電話勧誘販売などの契約解除には、「クーリング・オフ」制度を利用しましょう!

訪問販売などで契約してしまった場合、一定期間内であれば消費者が理由を説明することなく一方的に契約を解除できる「クーリング・オフ」(頭を冷やす)という消費者を救うための制度があります。

☆クーリング・オフができる契約の種類と期間

契約書面を受け取った日から、8日間(マルチ商法、内職・モニター商法は20日間)以内に書面で通知します。

- 家庭訪問販売、催眠商法等(訪問販売・電話勧誘販売) 8日間
- エステティック、語学教室等(特定継続的役務提供) 8日間
- マルチ商法(連鎖販売取引) 20日間
- 内職・モニター商法(業務提供誘引販売) 20日間

☆クーリング・オフの方法

ハガキの書き方の例

契約書面を受け取った日を含めて8日以内
(または20日以内)に、書面で通知します。

ハガキに書いて両面をコピーします。コピー
は大切に保管して下さい。

ハガキは「特定記録郵便」か「簡易書留」で送
ります。

支払ったお金は、全額返金されます。商品の
引き取り料金は事業者負担です。

□□□-□□□□ ○市○町○番地 代表者○ 株式会社 ○ 様	契約解除通知 平成○年○月○日に □□□の契約をしま したが、解除します。 年 月 日 住 所 氏 名
---	--

クーリング・オフができる条件・期間など詳しくは消費生活相談窓口へ

●消費者ホットライン● 0570-064-370 (お近くにある相談窓口につながります)

●市町の相談窓口●

神戸市生活情報センター	078-371-1221	神河町役場住民生活課	0790-34-0962
尼崎市消費生活センター	06-6438-0999	市川町住民環境課	0790-26-1010
西宮市消費生活センター	0798-64-0999	神崎郡消費生活中核センター	
芦屋市消費生活センター	0797-38-2034	(福崎町立生活科学センター内)	0790-22-4977
伊丹市消費生活センター	072-775-1298	相生市消費生活センター	0791-23-7130
宝塚市消費生活センター	0797-81-0999	たつの市なんでも相談課	0791-64-3250
川西市消費生活センター	072-740-1167	赤穂市消費生活センター	0791-43-7067
三田市消費生活相談センター	079-559-5059	宍粟市消費生活センター	0790-63-2225
猪名川町消費生活相談コーナー	072-766-1110	太子町生活福祉部生活環境課	079-277-1015
あかし消費生活センター	078-912-0999	上郡町消費生活相談窓口	0791-52-1115
加古川市消費生活センター	079-427-9179	佐用町消費生活センター	0790-82-0670
高砂市消費生活センター	079-443-9078	豊岡市くらしの相談室	0796-21-9001
稲美町消費生活相談窓口	079-492-9151	養父市消費生活センター	079-662-3170
播磨町消費生活相談コーナー	079-435-1999	朝来市消費生活相談窓口	079-672-6121
西脇市消費生活センター	0795-22-3111	香美町消費生活相談窓口	0796-36-1941
三木市消費生活苦情相談窓口	0794-82-2000	新温泉町消費生活相談室	0796-92-1131
小野市消費生活相談コーナー	0794-63-1686	たじま消費者ホットライン	0796-23-1999
加西市消費生活相談窓口	0790-42-8739	篠山市消費生活センター	079-552-1186
加東市消費生活相談窓口	0795-48-3528	丹波市消費生活センター	0795-82-1532
多可町消費生活センター	0795-32-4777	洲本市消費生活センター	0799-22-2580
姫路市消費生活センター	079-221-2110	南あわじ市消費生活センター	0799-43-5099
		淡路市消費生活センター	0799-70-1141

●県の相談窓口●

生活科学総合センター	078-303-0999	但馬消費生活センター	0796-23-0999
東播磨消費生活センター	079-424-0999	丹波消費生活センター	0795-72-0999
中播磨消費生活創造センター	079-281-0993	淡路消費生活センター	0799-23-0993
西播磨消費生活センター	0791-58-0993		

兵庫県立健康生活科学研究所
生活科学総合センター 研修広報部企画研修課
〒650-0046 神戸市中央区港島中町4-2
TEL: 078-302-4000
ホームページURL <http://www6.ocn.ne.jp/~seiken/>